

市長等の措置に係る通知書

(子ども青少年部)

2026年3月27日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>補助金の執行 (保育課)</p> <p>補助金の額の算出にあたり、要綱で定めた方法と異なる方法で算出しているものがある。</p> <p>(藤沢市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金)</p> <p>補助金の額について要綱第7条第2項で「月の途中で対象保育士が宿舎に入居し、若しくは退去した月に係る補助対象経費は、入居した日数に応じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。」と規定しているが、100円未満の端数の切捨てを行っていないものがある。 なお、影響額は僅少である。</p>	<p>補助対象経費の算定段階で100円未満の端数の切捨てを行っていないこと によって補助金の額に影響があったものが2件あったが、交付決定額変更起案を行い、正しい金額での交付額決定通知を発送した。</p>	2026年 4月22日

2	<p>施設の管理 (保育課)</p> <p>貸付料の納付手続きを行って おらず、貸付料が納付され ていない。</p> <p>転貸借契約において、転 借人は年間貸付料を転貸人 である市が発行する納入通 知書により、4月1日から 翌年3月末日までの分を4 月末日までに納付すること となっているが、転借人に 対し市が納入通知書を発行 しておらず、期日までに貸 付料が納付されていなかっ た。</p> <p>なお、指摘後、納付手続 きを行い、令和8年3月中 に市が発行した納入通知書 により転借人が貸付料を納 付したことを確認した。</p>	<p>転借人に対し、令和8年度分の貸付 料について4月1日に納入通知書を発 行し、送付した。</p> <p>また、4月17日付け領収の納入済 通知書により納付を確認した。</p>	<p>2026年 4月24日</p>
---	---	---	------------------------